

福山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2025年（令和7年）4月25日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	早川	佳行
福山市監査委員	宮本	宏樹

## 2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 土木部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>沼隈建設産業課</p> <p>屋外広告物許可申請等手数料について</p> <p>当該事務は、福山市屋外広告物条例及び関係法令の規定に基づき、屋外広告の許可申請等に係る手数料を収入し、許可基準に適合した申請者に対して許可書等を交付するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>許可に係る手続に当たっては、許可を要さないものについて許可を行い、手数料を徴していたため、福山市屋外広告物条例に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>本来適用除外として許可不要である屋外広告物について行った許可については、申請者へ許可に至った経緯を説明し、申請書の取下げと許可書の返納を確認した上で、2025年（令和7年）3月25日に手数料の還付を行った。</p> <p>また、再発防止のため、指摘事項について職場内及び関係課で共有するとともに、改めて他の許可についても確認を行った。</p>